

業務指示書（小規模）

アジア地域平成25年度円借款（特別円借款・STEP）施工安全確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年11月6日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年11月11日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（ ） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（○） 2者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：土木・建築施工監理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は 名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（アジア地域 及びその他 全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年11月15日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 98.29 円 , EUR1 = 132.94 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／安全管理
土木・建築施工

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年11月29日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

アジア地域平成25年度円借款（特別円借款・STEP）施工安全確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦/現地）	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	11.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他（実施設計・施工監理体制）		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション（業務方針的確性、現実性等）		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 (本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)	(40.00)	
1)業務主任者の経験・能力 総括/安全管理	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
イ 類似業務の経験	(40.00)	(32.00)
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	16.00	13.00
ハ 語学力	4.00	3.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	8.00	6.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション（専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等）	6.00	5.00
2)業務管理グループの管理体制（今回は評価の対象としません）	-	(8.00)
イ 業務管理体制（今回は評価の対象としません）	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項：土木・建築施工	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

(1) 業務の背景

JICAは、円借款事業の中間時点で事業の妥当性、有効性、効率性の状況を確認の上、事前評価時点で想定した事業効果が計画どおり発現するか検討し、発現が十分でないと思込まれる場合は、その要因を分析し、効果の十分な発現に向けた対策を検討する調査（中間レビュー調査）を2004年から実施している。

一方、2007年9月にベトナム国カントー橋崩落事故（高架式道路橋の工事中に支保工の基礎が沈下し上部工が地上に落下、作業員等200名以上が死傷）を受けて、外務省が設置したカントー橋崩落事故再発防止検討会議同会議において、「大規模かつ複雑な土木工事を含む特別円借款及び本邦技術活用条件（STEP）の対象案件に対する第三者による工事中の安全対策面の確認を行うべきである。」との提言がなされた。（2008年7月）これを受けて、JICAは円借款事業の中間レビュー調査の一環として、特別円借款・STEP円借款事業の工事中案件を対象に安全確認調査を2008年度から実施してきており、これまでに8件の調査を実績がある。（ベトナム3件、トルコ1件、ウズベキスタン1件、フィリピン2件、スリランカ1件）

(2) 業務の概要

本業務は、以下の2つの案件を対象として、工事現場の実査と関連法規等の調査を通じて安全管理とコンプライアンスの実施状況の確認と必要に応じ改善提言を行う。また、同時期に現地視察を実施する企画調査員（資金）・国際協力専門員と協働して、建設工事中の事故防止に関する日本の事例を紹介するセミナーを実施する。

1) インドネシア国

案件名：ジャワ幹線鉄道電化・複々線化事業（第1期）

L/A 調印日：2001年12月13日

L/A 金額：41,034百万円

実施機関：インドネシア国運輸省鉄道総局

供与条件：特別円借款

案件概要：首都圏の鉄道需要の増加に対応するため、ジャワ幹線のブカシ線を複々線化し長距離線と通勤線を分離し、中央線との平面交差を解消し、輸送力増強及び運行効率化を図るとともに、通勤圏の拡大に対応するため、通勤線をブカシからチカランまで電化・延伸する。

所在地：インドネシア国ブカシ市、チカラン市、マンガライ市他

コンサルタント：オリエタルコンサルト、日本交通技術

施工業者：三菱重工（株）と住友商事（株）との共同企業体

工事進捗状況：基礎工事段階

* 必要に応じ、最近事故の発生した別案件を視察することも検討する。

2) ベトナム国

案件名：南北鉄道橋梁安全性向上事業

L/A 調印日：2004 年 3 月 31 日

L/A 金額：8,222 百万

実施機関：ベトナム国運輸省（ベトナム国鉄）

供与条件：STEP

案件概要：ハノイ～ホーチミン間南北鉄道（全長 1700 km）について緊急の高い北部の 17 橋梁の架け替え工事と 44 橋梁について詳細計画及び維持管理計画・機材整備計画を策定するコンサルティング・サービスを行う。

所在地：ニンビン省及び中部地域

コンサルタント：海外鉄道技術協力協会、日本交通技術、オリエタルコンサルト

施工業者：三井造船（株）・大成建設（株）・りんかい日産建設（株）と現地企業との共同企業体、横河橋梁（株）・鉄建建設（株）と現地企業との共同企業体

工事進捗状況：高架区間において高架橋の建設工事中、地下区間は工事準備中

(3) 業務の目的

円借款事業の施工に係る安全管理及び事業対象国の労働安全衛生に関する法規、基準等の最新情報の調査を行い、調査結果を関係者へフィードバックして労働災害及び公衆災害の防止もしくは低減に向けた一層の努力を促し、我が国 ODA による建設工事の災害防止に資することを目的とする。

(4) 業務の範囲

「(3) 業務の目的」を達成するため、「(5) 実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、「(6) 業務の内容」に記載する業務を実施する。

(5) 実施方針及び留意事項

1) 本業務の位置づけ

JICA は円借款事業の契約当事者ではないところ、一義的には施工安全

管理や事故・災害に対する責任を有していない。その責任は契約当事者であるコントラクター及び発注者そしてコンサルタントにある。従って、本件調査の主眼は、発注者とコントラクターの間の契約内容に照らした施工の実施状況の監督・検査ではなく、あくまで契約当事者に対する第三者の立場からの事故・災害の防止、低減に資するための施工安全管理に関する助言の提供にある。

2) 開発途上国の制約の理解

開発途上国においては、労働安全関連の法規・基準や監督行政、機械・資材の品質や作業員の資質、安全や補償に対する社会の意識が日本と相違するところがある。このため、日本における一般的な品質・安全管理上の常識が相手国では通用しないことも多い。従って、このことを踏まえたうえで実効性のある安全管理について助言する必要がある。

3) 公衆災害防止の重要性

工事現場周辺の住民や通行人等第三者の公衆災害については、コントラクターが損害賠償責任を負わねばならないが、大事故の場合は社会的な反響が大きくなり、発注者及びドナーの責任を迫られる可能性がある。市街地での工事の場合は通行規制が困難な場合もあり、一般の通行を確保しながらの工事では公衆災害防止に十分注意を払う必要がある。また、交通量の減少する夜間の工事を余儀なくされたり、工程が逼迫したりすることによって事故・災害のリスクが高くなることもある。公衆災害防止に係る現状、問題点、改善が必要な事項等について、特に重点を置いて調査する。

4) ODA建設工事安全管理ガイドラインの活用

2013年7月に当機構が作成したプロジェクト研究報告書「ODA建設工事安全管理ガイドラインの策定等」の結果の活用についても検討すること。具体的には、同ガイドラインを本件対象事業に適用した場合を想定して、適用による効果や課題などについて検討すること。

(6) 業務の内容

1) 建設工事の安全管理の現状、近年の動きの確認

安全管理、コンプライアンスの前提となる各国の法規・基準等の最近の動向に関して、インターネットや文献による調査及び関連機関の聞き取り等により整理する。

(ア) 法制度（労働安全衛生、交通安全等）

(イ) 関連行政・司法

- (ウ) 公共工事における安全管理の体制
- (エ) 関連資格認定制度
- (オ) 安全基準・ガイドライン・マニュアル等の現状
- (カ) 補償、保険
- (キ) 労働災害及び公衆災害の状況

2) 工事現場視察

各案件の現場の実査を行い、安全管理の状況を確認し、気づきの点を整理する。

- (ア) 工事契約概要
- (イ) 品質管理・安全管理及びコンプライアンスの体制
- (ウ) 工事現場の運営・管理体制
- (エ) 仕様書、基準
- (オ) 施工管理方法
- (カ) 安全管理実施状況（発注者、コンサルタント、コントラクター）
- (キ) 安全リスク

3) セミナーの実施

工事現場視察と同時期に現地視察を実施する企画調査員（資金）・国際協力専門員と協働して、当該工事関係者に対し建設工事中の事故防止に関する日本の事例を紹介するセミナーを実施する。

開催回数はインドネシア国及びベトナム国で各 1 回、参加者は当該工事の関係者（コントラクター、コンサルタント、発注者、サブコントラクター等）20～30 名、場所はコントラクターの現地事務所を想定、時間は半日程度、内容は現地調査結果概要、日本の事故防止事例、企画調査員（資金）・国際協力専門員の視察報告を含む、言語は日本語及び現地語（インドネシア語、ベトナム語）とする。また、セミナー資料は英語で作成すること。

4) 労働災害及び公衆災害の防止・低減に向けた提言・教訓のとりまとめ

上記 1)～3) の調査結果を踏まえて労働災害及び公衆災害の防止・提言の観点から提言・教訓を導き出す。

5) 報告書の作成

上記調査の結果を報告書として取りまとめる。報告書作成に当たっては、現地調査開始前、終了時及びドラフト提出時の各段階で、発注者と十分な意見交換を行うものとする。

報告書の目次は、上記 1)～4) の調査項目をすべて含むものとし、

最終的な目次は当機構と協議して確定することとする。

(7) 成果品等

本調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち

1) ③を成果品とする。

1) 報告書

① インセプション・レポート

記載事項：調査・検討の基本方針、方法、項目、作業工程、要員計画等

提出時期：2013年12月中旬

部 数：和文10部、英文10部

仕 様：簡易製本、原本電子ファイル1個

② ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：2014年2月中旬

部 数：和文10部、英文10部

仕 様：簡易製本、原本電子ファイル1個

③ ファイナル・レポート

記載事項：調査成果

提出時期：2014年3月中旬

部 数：和文15部、英文20部、CD-ROM（和文、英文PDF化データ）

仕 様：当機構ホームページ調達情報に掲載している「コンサルタント等における報告書の印字・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月版）」に従う。英文はネイティブ校閲を実施する。

2) 収集資料

調査中に収集した資料・データを整理し、収集資料リストを付して調査終了後に当機構に提出する。インターネット上で収集した情報はソースのURLをリストに記載する。

第3 業務実施上の条件

(1) 業務工程計画

以下を想定している。

2013年12月中旬 国内事前準備作業

2014年1月上旬～1月下旬 現地調査（調査期間は、インドネシア国1週間、ベトナム国1週間として2か国続けて実施し、移動日も含めて15日間とする。）

2014年1月下旬～3月中旬 国内解析、報告書作成

(2) 業務量目途と業務従事者の構成（案）

1) 業務量目途：3.0M/M

2) 業務従事者の構成（案）：

業務従事者の構成は下記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合は、その理由を含めてプロポーザルにおいて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア) 総括／安全管理(2号)

イ) 土木・建築施工(3号)

3) 現地での通訳備上

インドネシア国ではセミナー開催時及び準備期間（計2日間）、ベトナム国では現地調査の全期間（5日間）日本語・現地語（インドネシア語、ベトナム語）通訳の備上を認める。

(3) 対象国における便宜供与

現地調査実施国のJICA事務所を通じて、相手国実施機関、関係機関、実施コントラクター及びコンサルタント等の受け入れ確認を取り付け予定。

(4) 閲覧資料／配布資料

閲覧資料：

1) アジア地域円借款事業施工安全確認調査（ベトナム・スリランカ）
調査報告書（平成24年度）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12114757.pdf>

2) マレーシア国円借款事業施工安全確認調査報告書（平成24年度）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12114849.pdf>

3) プロジェクト研究「ODA事業の建設工事の安全管理に関する調査研究」報告書（2012年2月）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000002775.html>

4) ベトナム国南北鉄道橋梁安全性向上事業事前評価表

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2003_VNXI-8_1_s.pdf

5) インドネシア国ジャワ幹線鉄道電化・複々線化事業プレスリリース

<http://www.jica.go.jp/press/archives/jbic/autocontents/japanese/news/2001/000116/detail.html>

6) プロジェクト研究「ODA 建設工事安全管理ガイドラインの策定等」
報告書（2013年7月）（3分冊）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12125050.pdf>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12125068.pdf>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12125076.pdf>

配布資料:

「途上国における開発事業の安全確保に関する委託調査報告書」

(旧 JBIC、2008年6月) (業務指示書とともに配布)

(5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時には同事務所と常時連絡をとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

